国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

中之通之所法有此御用之家
[illegible]
卯
十二月
[illegible]
[illegible]

凡恐以書有事申上以
一長陵山百文　茶船壱艘
此御役限拾三反十五度
一　百五拾文宛　同弘艘
此御役限弘拾反六十五度　但壱艘ニ付拾反三十五度宛
二口　一　長陵五百五拾文
限三拾四反四十五度

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98
ガラス使用

中ニ高適ニ御ニ法ニ有ニ此ニ御御ニ申ニ候
下ニ如ニ中ニ以ニ相ニ仕ニ度ニ此ニ御ニ申ニ上ニ候ニ
卯 以ニ六百ニ文 [illegible]
十二月
名ニ 伊太郎
ハ 忠太郎

凡恐以書面申上ニ候
一 長陵ニ山百ニ文 茶船ニ上ニ艘
此御役限ニ拾ニ文ニ十ニ丁ニ
一 百ニ拾ニ文 宛 ハ 弘艘
此御役限ニ拾ニ文ニ六ニ丁ニ 但ニ上ニ艘ニ有ニ拾ニ文ニ三ニ丁ニ宛
二口 一 長陵ニ百ニ拾ニ文
限ニ拾ニ日ニ文ニ三ニ丁ニ

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98
ガラス使用

右者永代橋附和出火水手雨ニ足迷
請負人ニ所持仕居ニ右橋際ニ繋ニ置ニ只今ニ成
通船ホニ出ニ居ニ上ニ而ニ又ニ此節御年貢
御役限川和御役所ニ御上納仕時ニ
以来ニ日ニ何ニ年ニ右御役限御ニ下ニ
ニ而ニ如ニ出ニ船ニ来ニ頼ニ以ニ

文化元辰年三月

永代橋掛り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

渡船掟

渡川掟書

月行事 喜兵衛

名主 庄兵衛

代 清左衛門

同 権四郎

月行事 長蔵

名主 新兵衛

一 永代渡船場名主庄兵衛
名主兼帯候ニ付 両人
義ニ付

一 渡船場掟書新古
江 五通渡之儀ニ
名主兼帯之儀ニ
文

但 渡船場名主

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

一 人足六人
此代限拾八文
但夫人有限之事
右者竹失定絶猶直之并落出場所望代絶猶直之
人足賃限之所定者

一 房絶
此代限三文
右月断

二口 一限永拾壹文
右者先年中上並以永代橋当人猶且
前書中上以人足賃限絶代右如相尾此節
御下ケ定之所如前書以相仕度此限中上以前之
文化八辰年六月
永代橋掛り
名主 伝右衛
忠右衛

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

一 三戸人六戸人第十四屋

三子訓

一 高札

内

弘枚 七枚

弘枚 親高札

三枚 渡陽高札

碑不可高札

右渡陽陸場口所第十四屋共訓之様ニ月ニ而渡陽
高札白制書新規仕候ニ付撤り居ニ十二ヶ月
見ニ仕候ニ付新書遣ニ而ニ先ニ高札ニ渡も五枚ニ
右ハ文字難見ニ而ニ先ニ月白制書弘枚ニ
持換ニ月新規ニ而ニ積ニ入用積為仕候ニ
渡陽場ニ方代令ニ渡ニ渡拾弘ニ五十ニ高札ニ方
令弘方渡拾ニ其ニ撤り不可高ニ渡義ニ而ニ

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

御儀様御城番之御通之善請出来仕候ニ
御座候ニ私ニ御月ハ先達ニ請負御定御之網
仕候者も有之候ハ上網令之候志何様ニ御座候
遠ニ有之候仕候ニ所之ニ御座候取立仕候ニ有候ハ
其ニ橋遠ニ要ニ御座候ニ御座候立之候ハ私ニ
所之ハ勿論御座所之ニ甚要候乃ひ難候仕候ニ

此座候ハ守方之義ハ何様之御申知ニ而も急度
相当ニ而ニ候ヶ出候ニ自当仕事且又大災水難ニ
之節ニ私ニ所之橋ニ有之候ニ候ニ御座候ニ五階方
弁理ニも宜ニ候ニ候ニ有候ニ所之ニ家ニ一同ニ合
御儀ニ五上網令仕候之令ニ有之候ハ見慣候
者ニ相頭積ニ石積令候以大災水難ニ之階方

[illegible]度[illegible]結仕[illegible]一同[illegible]通り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文化丈辰年十月廿八日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

806
98

国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

806
98

国立国会図書館　　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『永代渡船』　請求記号 806-98